

四 半 期 報 告 書

(第91期第 2 四半期)

株 式 会 社 福 岡 中 央 銀 行

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【事業等のリスク】	4
2 【経営上の重要な契約等】	4
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	4
第3 【提出会社の状況】	16
1 【株式等の状況】	16
2 【役員の状況】	18
第4 【経理の状況】	19
1 【中間連結財務諸表】	19
2 【その他】	19
3 【中間財務諸表】	20
4 【その他】	50
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	51

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成23年11月24日
【四半期会計期間】	第91期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)
【会社名】	株式会社 福岡中央銀行
【英訳名】	THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 末 松 修
【本店の所在の場所】	福岡市中央区大名二丁目12番1号
【電話番号】	092—751—4431(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 中 島 健 二
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区大名二丁目12番1号
【電話番号】	092—751—4431(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 中 島 健 二
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第89期中	第90期中	第91期中	第89期	第90期
決算年月		平成21年 9 月	平成22年 9 月	平成23年 9 月	平成22年 3 月	平成23年 3 月
経常収益	百万円	5,372	5,308	6,202	10,861	10,577
経常利益	百万円	139	382	1,637	538	850
中間純利益	百万円	61	207	1,004	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	259	467
持分法を適用した場合の投資利益	百万円	—	—	—	—	—
資本金	百万円	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
発行済株式総数	千株	27,371	27,371	27,371	27,371	27,371
純資産額	百万円	18,211	19,725	19,769	18,738	19,033
総資産額	百万円	434,662	465,730	481,013	445,542	471,251
預金残高	百万円	409,002	425,918	436,206	410,887	417,318
貸出金残高	百万円	324,130	330,201	336,820	325,824	336,900
有価証券残高	百万円	79,368	93,276	102,884	86,625	95,682
1株当たり純資産額	円	670.56	727.36	729.37	690.64	702.15
1株当たり中間純利益金額	円	2.27	7.65	37.05	—	—
1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	9.54	17.24
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額	円	—	—	—	—	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	円	2.50	2.50	2.50	5.00	5.00
自己資本比率	%	4.18	4.23	4.10	4.20	4.03
単体自己資本比率 (国内基準)	%	8.85	8.67	8.93	8.75	8.54
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	5,081	21,986	9,838	11,424	17,255
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△17,607	△5,617	△7,509	△24,568	△9,952
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△69	△72	△68	△148	△144
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	7,876	23,474	16,596	7,178	14,335
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	549 [46]	539 [52]	526 [72]	533 [47]	517 [55]

- (注) 1. 当行は中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 当行は関連会社がないため、「持分法を適用した場合の投資利益」の記載はしておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。
5. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「3 中間財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
6. 自己資本比率は、期末純資産の部合計を期末資産の部の合計で除して算出しております。
7. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。
8. 従業員数については、就業人員数を表示しております。
9. 平成21年9月及び平成22年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社については、該当ありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクの内容に重要な変更はありません。

また、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

① 経営成績の分析

当第2四半期累計期間の経営成績につきましては、経常収益は、その他業務収益やその他経常収益の増加等を主因に前年同期比8億94百万円増加し62億2百万円となりました。

一方、経常費用は、資金調達費用やその他経常費用の減少等を主因に前年同期比3億61百万円減少し45億65百万円となりました。

その結果、経常利益は前年同期比12億55百万円増加の16億37百万円となり、中間純利益につきましても、前年同期比7億97百万円増加の10億4百万円となりました。

② 財政状態の分析

(主要勘定の状況)

当第2四半期末の主要勘定残高につきましては、預金及び譲渡性預金は、前事業年度末比214億65百万円増加の4,433億8百万円となりました。貸出金につきましては、前事業年度末比80百万円減少の3,368億20百万円となりました。有価証券につきましては、前事業年度末比72億2百万円増加の1,028億84百万円となりました。

(資産、負債および純資産の状況)

資産につきましては、現金預け金や有価証券等の増加により、前事業年度末比97億62百万円増加の4,810億13百万円となりました。

負債につきましては、預金及び譲渡性預金等の増加により、前事業年度末比90億26百万円増加の4,612億44百万円となりました。

純資産につきましては、利益剰余金の増加等により、前事業年度末比7億36百万円増加の197億69百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

(業績説明)

国内業務部門では、資金運用収支は4,322百万円、役務取引等収支は78百万円、その他業務収支は700百万円となり、国際業務部門では、資金運用収支は21百万円、役務取引等収支は0百万円、その他業務収支は1百万円となりました。

合計では、資金運用収支は4,343百万円、役務取引等収支は79百万円、その他業務収支は701百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期累計期間	4,245	28	4,274
	当第2四半期累計期間	4,322	21	4,343
うち資金運用収益	前第2四半期累計期間	4,774	44	4,818
	当第2四半期累計期間	4,693	30	4,723
うち資金調達費用	前第2四半期累計期間	528	16	544
	当第2四半期累計期間	370	9	379
役務取引等収支	前第2四半期累計期間	69	0	69
	当第2四半期累計期間	78	0	78
うち役務取引等収益	前第2四半期累計期間	423	2	425
	当第2四半期累計期間	441	2	443
うち役務取引等費用	前第2四半期累計期間	354	2	356
	当第2四半期累計期間	362	2	364
その他業務収支	前第2四半期累計期間	13	1	14
	当第2四半期累計期間	700	1	701
うちその他業務収益	前第2四半期累計期間	13	1	14
	当第2四半期累計期間	700	1	701
うちその他業務費用	前第2四半期累計期間	0	—	0
	当第2四半期累計期間	—	—	—

(注) 1. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(業績説明)

役務取引等収益は、444百万円となりました。

役務取引等費用は、364百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期累計期間	423	2	426
	当第2四半期累計期間	441	2	444
うち預金・貸出業務	前第2四半期累計期間	49	—	49
	当第2四半期累計期間	50	—	50
うち為替業務	前第2四半期累計期間	178	2	181
	当第2四半期累計期間	174	2	177
うち証券関連業務	前第2四半期累計期間	40	—	40
	当第2四半期累計期間	46	—	46
うち代理業務	前第2四半期累計期間	28	—	28
	当第2四半期累計期間	33	—	33
うち保護預り 貸金庫業務	前第2四半期累計期間	20	—	20
	当第2四半期累計期間	20	—	20
うち保証業務	前第2四半期累計期間	1	—	1
	当第2四半期累計期間	1	—	1
役務取引等費用	前第2四半期累計期間	354	2	356
	当第2四半期累計期間	362	2	364
うち為替業務	前第2四半期累計期間	43	2	45
	当第2四半期累計期間	42	2	44

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引は、国際業務部門に含めております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期会計期間	425,757	160	425,918
	当第2四半期会計期間	436,084	121	436,206
うち流動性預金	前第2四半期会計期間	145,331	144	145,476
	当第2四半期会計期間	155,155	108	155,263
うち定期性預金	前第2四半期会計期間	278,162	15	278,177
	当第2四半期会計期間	278,892	13	278,905
うちその他	前第2四半期会計期間	2,263	—	2,263
	当第2四半期会計期間	2,037	—	2,037
譲渡性預金	前第2四半期会計期間	4,919	—	4,919
	当第2四半期会計期間	7,101	—	7,101
総合計	前第2四半期会計期間	430,677	160	430,837
	当第2四半期会計期間	443,186	121	443,308

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	前第2四半期会計期間		当第2四半期会計期間	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	330,201	100.00	336,820	100.00
製造業	19,634	5.95	18,990	5.64
農業, 林業	153	0.05	146	0.04
漁業	44	0.01	173	0.05
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1,861	0.56	1,641	0.49
建設業	39,107	11.84	38,029	11.29
電気・ガス・熱供給・水道業	2,385	0.72	4,422	1.31
情報通信業	3,818	1.16	3,729	1.11
運輸業, 郵便業	12,679	3.84	12,698	3.77
卸売業, 小売業	37,149	11.25	36,356	10.79
金融業, 保険業	14,150	4.28	12,755	3.79
不動産業, 物品賃貸業	58,503	17.72	63,548	18.87
各種サービス業	48,233	14.61	49,443	14.68
地方公共団体	10,636	3.22	11,639	3.46
その他	81,843	24.79	83,244	24.71
国際業務部門	—	—	—	—
製造業	—	—	—	—
農業, 林業	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—
鉱業, 採石業, 砂利採取業	—	—	—	—
建設業	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—
運輸業, 郵便業	—	—	—	—
卸売業, 小売業	—	—	—	—
金融業, 保険業	—	—	—	—
不動産業, 物品賃貸業	—	—	—	—
各種サービス業	—	—	—	—
地方公共団体	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	330,201	—	336,820	—

(注) 国内業務部門は国内店の円建取引であります。国際業務部門は国内店の外貨建取引で、該当はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、主に営業活動によるキャッシュ・フローのプラスにより22億61百万円増加し、当四半期末残高は、165億96百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において営業活動における資金は、98億38百万円のプラスとなりました。

これは主に、預金の純増等によるもので、前第2四半期累計期間に比べ121億48百万円減少しました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において投資活動における資金は、75億9百万円のマイナスとなりました。

これは主に、有価証券の取得による支出等によるもので、前第2四半期累計期間に比べ18億92百万円減少しました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期累計期間において財務活動における資金は、68百万円のマイナスとなりました。

これは主に、配当金の支払額等によるもので、前第2四半期累計期間に比べ4百万円増加しました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当行が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(単体情報)

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1. 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	4,358	5,125	767
経費(除く臨時処理分)	3,274	3,377	103
人件費	1,919	1,917	△2
物件費	1,193	1,283	90
税金	161	176	15
業務純益(一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	1,084	1,747	663
のれん償却額	—	—	—
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,084	1,747	663
一般貸倒引当金繰入額	△62	—	62
業務純益	1,146	1,747	601
うち債券関係損益	13	700	687
臨時損益	△763	△110	653
株式等関係損益	△49	△233	△184
不良債権処理額	661	102	△559
貸出金償却	0	0	0
個別貸倒引当金繰入額	520	—	△520
延滞債権売却損	—	32	32
その他	140	69	△71
貸倒引当金戻入益	—	258	258
その他臨時損益	△53	△33	20
経常利益	382	1,637	1,255
特別損益	△48	△15	33
うち固定資産処分損益	△4	△4	0
うち減損損失	18	11	△7
うち資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	26	—	△26
税引前中間純利益	333	1,621	1,288
法人税、住民税及び事業税	129	75	△54
法人税等調整額	△2	542	544
法人税等合計	126	617	491
中間純利益	207	1,004	797

(注) 1. 業務粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他業務収支

2. 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額

3. 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

4. 債券関係損益＝国債等債券売却益＋国債等債券償還益－国債等債券売却損－国債等債券償還損－国債等債券償却

5. 株式等関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却

2. 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	2.15	2.04	△0.11
(イ)貸出金利回	2.48	2.34	△0.14
(ロ)有価証券利回	1.67	1.59	△0.08
(2) 資金調達原価 ②	1.73	1.64	△0.09
(イ)預金等利回	0.24	0.16	△0.08
(ロ)外部負債利回	0.09	0.09	0.00
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.42	0.40	△0.02

- (注) 1. 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。
2. 有価証券利回には商品有価証券利回を含んでおりません。
3. 「外部負債」＝コールマネー＋売渡手形＋借入金

3. ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	11.24	17.96	6.72
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	11.24	17.96	6.72
業務純益ベース	11.88	17.96	6.08
中間純利益ベース	2.15	10.32	8.17

4. 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	425,918	436,206	10,288
預金(平残)	424,204	434,215	10,011
貸出金(未残)	330,201	336,820	6,619
貸出金(平残)	323,793	333,111	9,318

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおりません。

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	315,946	321,862	5,916
法人	88,933	91,599	2,666
合計	404,880	413,462	8,582

(注) 預金には譲渡性預金を含んでおりません。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	54,086	53,517	△569
住宅ローン残高	37,723	38,540	817
その他ローン残高	16,363	14,977	△1,386

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高 ①	百万円	299,188	304,523	5,335
総貸出金残高 ②	百万円	330,201	336,820	6,619
中小企業等貸出金比率 ①/②	%	90.60	90.41	△0.19
中小企業等貸出先件数 ③	件	26,553	25,514	△1,039
総貸出先件数 ④	件	26,598	25,561	△1,037
中小企業等貸出先件数比率 ③/④	%	99.83	99.81	△0.02

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人)以下の企業等であります。

5. 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	2	2	1	2
保証	55	254	47	253
計	57	256	48	256

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成22年9月30日	平成23年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	2,500	2,500
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	1,203	1,203
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	1,396	1,396
	その他利益剰余金	10,889	12,018
	その他	—	—
	自己株式(△)	113	118
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	67	67
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計 (上記各項目の合計額)	—	—
	繰延税金資産の控除金額(△)	—	—
	計 (A)	15,808	16,932
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
補完的項目 (Tier 2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	2,928	2,928
	一般貸倒引当金	1,443	1,483
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
	計	4,372	4,411
	うち自己資本への算入額 (B)	4,372	4,411
控除項目	控除項目(注4) (C)	150	150
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	20,030	21,193

リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	214,879	220,986
	オフ・バランス取引等項目	483	449
	信用リスク・アセットの額 (E)	215,363	221,435
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G) / 8 %) (F)	15,608	15,851
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	1,248	1,268
	計 (E) + (F) (H)	230,972	237,287
単体自己資本比率(国内基準) = D/H × 100 (%)		8.67	8.93
(参考) Tier 1 比率 = A/H × 100 (%)		6.84	7.13

- (注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。))について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	平成22年9月30日	平成23年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	111	87
危険債権	59	67
要管理債権	13	21
正常債権	3,122	3,196

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年11月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	27,371,605	同左	福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる株 式で、単元株式数は1,000株 であります。
計	27,371,605	同左	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	—	27,371	—	2,500,000	—	1,203,777

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号	3,722	13.60
日本トラスティ・サービス 信託銀行 株式会社 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,113	7.71
福岡中央銀行行員持株会	福岡市中央区大名二丁目12番1号	1,525	5.57
株式会社 西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	1,519	5.55
株式会社 宮崎太陽銀行	宮崎市広島二丁目1番31号	1,334	4.87
西部瓦斯 株式会社	福岡市博多区千代一丁目17番1号	1,332	4.86
西日本鉄道 株式会社	福岡市中央区天神一丁目11番17号	1,245	4.55
株式会社 豊和銀行	大分市王子中町4番10号	1,141	4.16
株式会社 南日本銀行	鹿児島市山下町1番1号	912	3.33
学校法人 帝京大学	東京都板橋区加賀二丁目11番1号	649	2.37
計	—	15,494	56.60

(注) 上記の信託銀行所有株式数のうち、当該銀行の信託業務に係る株式数は次のとおりです。
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口4) 2,113千株

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 267,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 26,848,000	26,848	—
単元未満株式	普通株式 256,605	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	27,371,605	—	—
総株主の議決権	—	26,848	—

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1千株含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。

2. 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式424株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名二丁目 12番1号	267,000	—	267,000	0.97
計	—	267,000	—	267,000	0.97

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
3. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（自平成23年4月1日至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
4. 当行は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30 日)
資産の部		
現金預け金	※6 24,564	※6 26,825
買入金銭債権	0	0
有価証券	※6 95,682	※6 102,884
貸出金	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 336,900	※1, ※2, ※3, ※4, ※5, ※7 336,820
外国為替	121	113
その他資産	※6 1,428	※6 1,518
有形固定資産	※8, ※9 13,711	※8, ※9 13,897
無形固定資産	111	143
繰延税金資産	2,549	2,128
支払承諾見返	318	256
貸倒引当金	△4,138	△3,576
資産の部合計	471,251	481,013
負債の部		
預金	※6 417,318	※6 436,206
譲渡性預金	4,524	7,101
借入金	※6 24,900	※6 12,600
その他負債	2,131	2,152
未払法人税等	16	68
資産除去債務	35	33
その他の負債	2,079	2,050
役員退職慰労引当金	274	171
睡眠預金払戻損失引当金	105	109
再評価に係る繰延税金負債	※8 2,645	※8 2,645
支払承諾	318	256
負債の部合計	452,218	461,244
純資産の部		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金	1,203	1,203
資本準備金	1,203	1,203
利益剰余金	12,478	13,414
利益準備金	1,396	1,396
その他利益剰余金	11,081	12,018
固定資産圧縮積立金	477	476
別途積立金	9,975	10,325
繰越利益剰余金	628	1,217
自己株式	△117	△118
株主資本合計	16,064	16,999
その他有価証券評価差額金	△893	△1,093
土地再評価差額金	※8 3,862	※8 3,862
評価・換算差額等合計	2,968	2,769
純資産の部合計	19,033	19,769
負債及び純資産の部合計	471,251	481,013

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
経常収益	5,308	6,202
資金運用収益	4,802	4,714
(うち貸出金利息)	4,036	3,913
(うち有価証券利息配当金)	747	779
役務取引等収益	426	444
その他業務収益	14	701
その他経常収益	65	※1 342
経常費用	4,926	4,565
資金調達費用	528	370
(うち預金利息)	519	358
役務取引等費用	356	364
その他業務費用	0	—
営業経費	※2 3,356	※2 3,456
その他経常費用	※3 684	※3 373
経常利益	382	1,637
特別損失	48	15
固定資産処分損	4	4
減損損失	※4 18	※4 11
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	26	—
税引前中間純利益	333	1,621
法人税、住民税及び事業税	129	75
法人税等調整額	△2	542
法人税等合計	126	617
中間純利益	207	1,004

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,500	2,500
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	1,203	1,203
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,203	1,203
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	1,396	1,396
当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,396	1,396
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	481	477
当中間期変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩	△1	△1
当中間期変動額合計	△1	△1
当中間期末残高	479	476
別途積立金		
当期首残高	9,775	9,975
当中間期変動額		
別途積立金の積立	200	350
当中間期変動額合計	200	350
当中間期末残高	9,975	10,325
繰越利益剰余金		
当期首残高	482	628
当中間期変動額		
剰余金の配当	△67	△67
中間純利益	207	1,004
土地再評価差額金の取崩	10	—
固定資産圧縮積立金の取崩	1	1
別途積立金の積立	△200	△350
当中間期変動額合計	△47	588
当中間期末残高	434	1,217

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月 30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月 30 日)
利益剰余金合計		
当期首残高	12,135	12,478
当中間期変動額		
剰余金の配当	△67	△67
中間純利益	207	1,004
土地再評価差額金の取崩	10	—
固定資産圧縮積立金の取崩	—	—
別途積立金の積立	—	—
当中間期変動額合計	150	936
当中間期末残高	12,285	13,414
自己株式		
当期首残高	△108	△117
当中間期変動額		
自己株式の取得	△4	△0
当中間期変動額合計	△4	△0
当中間期末残高	△113	△118
株主資本合計		
当期首残高	15,730	16,064
当中間期変動額		
剰余金の配当	△67	△67
中間純利益	207	1,004
自己株式の取得	△4	△0
土地再評価差額金の取崩	10	—
当中間期変動額合計	145	935
当中間期末残高	15,876	16,999
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△865	△893
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	852	△199
当中間期変動額合計	852	△199
当中間期末残高	△13	△1,093
土地再評価差額金		
当期首残高	3,872	3,862
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△10	—
当中間期変動額合計	△10	—
当中間期末残高	3,862	3,862
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,007	2,968

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
当中間期変動額		
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	841	△199
当中間期変動額合計	841	△199
当中間期末残高	3,848	2,769
純資産合計		
当期首残高	18,738	19,033
当中間期変動額		
剰余金の配当	△67	△67
中間純利益	207	1,004
自己株式の取得	△4	△0
土地再評価差額金の取崩	10	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	841	△199
当中間期変動額合計	987	735
当中間期末残高	19,725	19,769

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	333	1,621
減価償却費	213	231
減損損失	18	11
貸倒引当金の増減 (△)	39	△561
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	27	△103
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	△12	4
資金運用収益	△4,802	△4,714
資金調達費用	528	370
有価証券関係損益 (△)	35	△467
為替差損益 (△は益)	△0	△0
固定資産処分損益 (△は益)	4	4
貸出金の純増 (△) 減	△4,376	79
預金の純増減 (△)	15,030	18,887
譲渡性預金の純増減 (△)	1,769	2,577
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	2,500	△12,300
預け金 (預入期間三ヶ月超) の純増 (△) 減	500	—
コールローン等の純増 (△) 減	6,199	0
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△31	8
資金運用による収入	4,828	4,671
資金調達による支出	△755	△399
その他	△1	△55
小計	22,047	9,867
法人税等の支払額	△61	△28
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,986	9,838
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△12,424	△31,388
有価証券の売却による収入	5,670	21,944
有価証券の償還による収入	1,506	2,399
有形固定資産の取得による支出	△349	△412
有形固定資産の除却による支出	△0	△0
無形固定資産の取得による支出	△20	△51
投資活動によるキャッシュ・フロー	△5,617	△7,509
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△67	△67
自己株式の取得による支出	△4	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△72	△68
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	16,296	2,261
現金及び現金同等物の期首残高	7,178	14,335
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 23,474	※1 16,596

【重要な会計方針】

	当中間会計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式については中間期末月1ヵ月平均の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、債券等については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。 破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。なお、当中間会計期間末においては、年金資産の額が、退職給付債務から未認識項目の合計額を控除した額を超過しているため、前払年金費用として中間貸借対照表の「その他資産」に計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務:その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異:各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理 (3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。 (4) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法	所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法	為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。 ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

【追加情報】

	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。 なお、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」は、「その他経常収益」に計上しております。	

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,070百万円、延滞債権額は14,369百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は1,500百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は16,940百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は8,899百万円であります。	※1. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,002百万円、延滞債権額は14,477百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,155百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は17,635百万円であります。 なお、上記1. から4. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。 ※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,821百万円であります。

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)																
※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>25,102百万円</td></tr> <tr> <td>預け金</td><td>4百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>436百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>24,900百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券11,565百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。 ※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、25,112百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが21,034百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	25,102百万円	預け金	4百万円	預金	436百万円	借入金	24,900百万円	※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table> <tr> <td>有価証券</td><td>12,802百万円</td></tr> <tr> <td>預け金</td><td>4百万円</td></tr> </table> 担保資産に対応する債務 <table> <tr> <td>預金</td><td>327百万円</td></tr> <tr> <td>借入金</td><td>12,600百万円</td></tr> </table> 上記のほか、為替決済、当座借越等の取引の担保として、有価証券10,753百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金は4百万円であります。 なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。 ※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、24,515百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが20,580百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	12,802百万円	預け金	4百万円	預金	327百万円	借入金	12,600百万円
有価証券	25,102百万円																
預け金	4百万円																
預金	436百万円																
借入金	24,900百万円																
有価証券	12,802百万円																
預け金	4百万円																
預金	327百万円																
借入金	12,600百万円																

前事業年度 (平成23年3月31日)	当中間会計期間 (平成23年9月30日)
※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,709百万円 ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,840百万円	※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法(平成3年法律第69号)第16号に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法に基づいて算出しております。 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,975百万円 ※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,954百万円

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)																								
※ 2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>190百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>22百万円</td></tr> </table> ※ 3. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額457百万円及び株式等償却49百万円を含んでおります。 ※ 4. 当中間会計期間において、以下の資産について、営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。 <table> <tr> <td>地域</td><td>福岡県</td></tr> <tr> <td>主な用途</td><td>遊休資産 1 ヲ所</td></tr> <tr> <td>種類</td><td>土地</td></tr> <tr> <td>減損損失額</td><td>18百万円</td></tr> </table> 稼動資産のグルーピングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。 当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、主として「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。	有形固定資産	190百万円	無形固定資産	22百万円	地域	福岡県	主な用途	遊休資産 1 ヲ所	種類	土地	減損損失額	18百万円	※ 1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益258百万円を含んでおります。 ※ 2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 <table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>211百万円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>19百万円</td></tr> </table> ※ 3. その他経常費用には、株式等売却損138百万円及び株式等償却94百万円を含んでおります。 ※ 4. 当中間会計期間において、以下の資産について、営業店舗の建替え等により投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、減損損失を計上しております。 <table> <tr> <td>地域</td><td>福岡県</td></tr> <tr> <td>主な用途</td><td>遊休資産（旧営業店舗） 1 ヲ所</td></tr> <tr> <td>種類</td><td>建物その他</td></tr> <tr> <td>減損損失額</td><td>11百万円</td></tr> </table> 稼動資産のグルーピングの単位は営業店とし、出張所は母店と同一グループとしております。また、遊休資産についてはそれぞれを単独の単位としております。 当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額によっており、主として「不動産鑑定評価額」又は「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」より処分費用見込額を控除して算定しております。	有形固定資産	211百万円	無形固定資産	19百万円	地域	福岡県	主な用途	遊休資産（旧営業店舗） 1 ヲ所	種類	建物その他	減損損失額	11百万円
有形固定資産	190百万円																								
無形固定資産	22百万円																								
地域	福岡県																								
主な用途	遊休資産 1 ヲ所																								
種類	土地																								
減損損失額	18百万円																								
有形固定資産	211百万円																								
無形固定資産	19百万円																								
地域	福岡県																								
主な用途	遊休資産（旧営業店舗） 1 ヲ所																								
種類	建物その他																								
減損損失額	11百万円																								

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合 計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	240	12	—	252	(注)
合 計	240	12	—	252	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	67	2.50	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年11月26日 取締役会	普通株式	67	その他 利益剰余金	2.50	平成22年9月30日	平成22年12月6日

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	27,371	—	—	27,371	
合 計	27,371	—	—	27,371	
自己株式					
普通株式	264	2	—	267	(注)
合 計	264	2	—	267	

(注) 自己株式の増加は、単元未満株式の買取によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	67	2.50	平成23年3月31日	平成23年6月30日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議予定)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年11月24日 取締役会	普通株式	67	その他 利益剰余金	2.50	平成23年9月30日	平成23年12月5日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※ 1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成22年 9 月30日現在	平成23年 9 月30日現在
現金預け金勘定 30, 203	現金預け金勘定 26, 825
定期預け金(預入期間 3 ヶ月超) △6, 729	定期預け金(預入期間 3 ヶ月超) △10, 229
現金及び現金同等物 23, 474	現金及び現金同等物 16, 596

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

前事業年度(平成23年 3 月31日)

(ア) 有形固定資産

該当事項はありません。

(イ) 無形固定資産

該当事項はありません。

当中間会計期間(平成23年 9 月30日)

(ア) 有形固定資産

該当事項はありません。

(イ) 無形固定資産

該当事項はありません。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

前事業年度(平成23年 3 月31日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	期末残高相当額
有形固定資産	70	62	—	8
合 計	70	62	—	8

当中間会計期間(平成23年 9 月30日)

(単位：百万円)

	取得価額相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	中間会計期間末 残高相当額
有形固定資産	70	69	—	1
合 計	70	69	—	1

② 未経過リース料期末残高相当額

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
1 年内	8	1
1 年超	—	—
合 計	8	1

③ リース資産減損勘定期末残高

前事業年度 (平成23年 3 月31日)

リース資産減損勘定年度末残高 一百万円

当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)

リース資産減損勘定中間会計期間末残高 一百万円

④ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日)
支払リース料	7	7
リース資産減損勘定の取崩額	—	—
減価償却費相当額	7	7
支払利息相当額	0	0
減損損失	—	—

⑤ 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

⑥ 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30日)
1 年内	2	1
1 年超	7	7
合 計	10	8

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

I 前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	24,564	24,564	0
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	4,099	3,597	△501
その他有価証券	90,961	90,961	—
(3) 貸出金	336,900		
貸倒引当金（＊）	△4,133		
	332,766	338,287	5,520
資産計	452,391	457,410	5,018
(1) 預金	417,318	418,095	776
(2) 譲渡性預金	4,524	4,524	0
(3) 借用金	24,900	24,900	0
負債計	446,743	447,520	776
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

(＊) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利子率に信用リスク相当分を上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	604
②組合出資金(*2)	17
合 計	621

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

Ⅱ 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

平成23年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	26,825	26,825	0
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,099	2,617	△482
其他有価証券	99,161	99,161	—
(3) 貸出金	336,820		
貸倒引当金（*）	△3,557		
	333,263	337,822	4,559
資産計	462,350	466,427	4,076
(1) 預金	436,206	436,775	569
(2) 譲渡性預金	7,101	7,101	0
(3) 借入金	12,600	12,600	0
負債計	455,908	456,477	569
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利子率に信用リスク相当分を上乗せした利率で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日における中間貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金は、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間(3ヵ月以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2) 其他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間貸借対照表計上額
①非上場株式(*1)	604
②組合出資金(*2)	18
合 計	622

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間貸借対照表の「有価証券」を記載しております。
 ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」は、該当ありません。

I 前事業年度

1. 満期保有目的の債券(平成23年 3 月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	社債	100	95	△4
	その他	3,999	3,502	△496
	小計	4,099	3,597	△501
合計		4,099	3,597	△501

2. その他有価証券(平成23年 3 月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	1,326	1,146	179
	債券	59,581	58,294	1,286
	国債	36,471	35,729	741
	地方債	2,519	2,498	21
	社債	20,589	20,066	523
	その他	4,031	3,999	31
	小計	64,938	63,440	1,497
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	5,400	7,115	△1,715
	債券	15,832	15,980	△148
	国債	9,876	9,932	△55
	地方債	631	639	△8
	社債	5,323	5,407	△84
	その他	4,789	5,837	△1,048
	小計	26,022	28,933	△2,911
合計		90,961	92,374	△1,413

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、株式110百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分、外部格付等)、過去の一定期間における時価の推移等を勘案した基準により行っております。

(追加情報)

従来、有価証券の減損処理については、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、時価が「著しく下落した」ときに該当することとして減損処理を行い、また、時価の下落率が30%以上50%未満である場合は回復可能性の判定を行い、減損処理を行っていましたが、当事業年度より金融環境の変化等をふまえ、減損判定基準を変更しております。

具体的には、資産の自己査定において、有価証券の発行会社の区分毎に以下のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落または、時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落したもので市場価格が一定水準以下で推移等

なお、この変更により有価証券の減損処理額は、342百万円減少しております。

Ⅱ 当中間会計期間

１．満期保有目的の債券(平成23年 9 月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えるもの	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が中間貸借 対照表計上額を 超えないもの	社債	100	96	△3
	その他	2,999	2,521	△478
	小計	3,099	2,617	△482
合計		3,099	2,617	△482

２．その他有価証券(平成23年 9 月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	1,317	1,089	228
	債券	82,749	80,974	1,774
	国債	56,813	55,776	1,037
	地方債	1,942	1,910	31
	社債	23,993	23,287	705
	その他	1,804	1,800	4
	小計	85,871	83,863	2,007
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	株式	5,360	7,741	△2,380
	債券	2,239	2,253	△13
	国債	—	—	—
	地方債	144	145	△0
	社債	2,094	2,107	△12
	その他	5,691	7,037	△1,346
	小計	13,290	17,031	△3,740
合計		99,161	100,895	△1,733

3. 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く。)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間会計期間における減損処理額は、株式94百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、発行会社の信用リスク(自己査定における債務者区分、外部格付等)、過去の一定期間における時価の推移等を勘案した基準により行っております。

(金銭の信託関係)

I 前事業年度

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

II 当中間会計期間

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前事業年度

○その他有価証券評価差額金(平成23年3月31日現在)

貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,413
その他有価証券	△1,413
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	520
その他有価証券評価差額金	△893

II 当中間会計期間

○その他有価証券評価差額金(平成23年9月30日現在)

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△1,733
その他有価証券	△1,733
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	640
その他有価証券評価差額金	△1,093

(デリバティブ取引関係)

I 前事業年度

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成23年3月31日現在)

該当事項はありません。

Ⅱ 当中間会計期間

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引(平成23年9月30日現在)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間会計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

I 前事業年度(平成23年3月31日)

当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円
期末残高	35百万円

II 当中間会計期間(平成23年9月30日)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	35百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	一百万円
その他増減額(△は減少)	△1百万円
当中間会計期間末残高	33百万円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

I 前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

1. サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

I 前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

I 前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

I 前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

（持分法損益等）

I 前中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当事項はありません。

II 当中間会計期間（自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前事業年度 (平成23年 3 月31 日)	当中間会計期間 (平成23年 9 月30 日)
1 株当たり純資産額	円	702. 15	729. 37
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	19, 033	19, 769
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間期末 (期末)の純資産額	百万円	19, 033	19, 769
1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	27, 106	27, 104

2. 1 株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30 日)	当中間会計期間 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30 日)
1 株当たり中間純利益金額	円	7. 65	37. 05
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	207	1, 004
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る中間純利益	百万円	207	1, 004
普通株式の期中平均株式数	千株	27, 123	27, 105

(注) なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

平成23年11月24日開催の取締役会において、第91期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	67百万円
--------	-------

1株当たりの中間配当金	2円50銭
-------------	-------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成23年11月22日

株式会社福岡中央銀行

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	村	田	賢	治	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	柴	田	祐	二	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮	田	八	郎	Ⓔ
--------------------	-------	---	---	---	---	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社福岡中央銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第91期事業年度の中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社福岡中央銀行の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は中間財務諸表に添付される形で当行が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成23年11月24日
【会社名】	株式会社 福岡中央銀行
【英訳名】	THE FUKUOKA CHUO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 末 松 修
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	福岡市中央区大名二丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人福岡証券取引所 (福岡市中央区天神二丁目14番2号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取末松修は、当行の第91期第2四半期(自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。